

# 貝塚市管路施設点検調査業務委託

## 仕様書

令和 7 年 6 月

貝塚市 上下水道部 下水道推進課

# 第1章 総 則

## 1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、貝塚市(以下「本市」という。)が管理する貝塚市下水道管路施設点検調査以下「点検」という。)に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面(以下「設計書」という。)に疑義が生じた場合は、本市監督員及び受託者との協議により決定する。
- (4) この業務は、(公社)日本下水道協会発行「下水道維持管理指針-実務編-2014 年度版-」同協会発行「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020 年度版」、同協会発行「下水道用設計標準歩掛表-第 1 巻 管路-」、(公社)日本下水道管路管理業協会発行「下水道管路管理積算資料-2023-」を参考にしている。

## 2. 成果の所有等

点検に伴って得られた資料及び成果は、本市の所有とする。また、点検の成果等は、本市の承諾なしに公表しないこと。

## 3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「指示」とは、本市の発議により、本市監督員が受託者に対し、本市監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、受託者側の発議により、受託者が本市監督員に報告し、本市監督員が了解することをいう。
- (3)「協議」とは、本市監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

## 4. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、点検整備を施行するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等ならびに本市が他の企業等と締結している協定等を遵守すること。

|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| ア. 労働基準法            | (昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規   |
| イ. 労働災害補償保険法        | (昭和 22 年法律第 50 号)及び同法関連法規   |
| ウ. 消防法              | (昭和 23 年法律第 186 号)及び同法関連法規  |
| エ. 緊急失業対策法          | (昭和 24 年法律第 89 号)及び同法関連法規   |
| オ. 建設業法             | (昭和 24 年法律第 100 号)及び同法関連法規  |
| カ. 建築基準法            | (昭和 25 年法律第 201 号)及び同法関連法規  |
| キ. 港湾法              | (昭和 25 年法律第 218 号)及び同法関連法規  |
| ク. 毒物及び劇物取締法        | (昭和 24 年法律第 303 号)及び同法関連法規  |
| ケ. 道路法              | (昭和 27 年法律第 180 号)及び同法関連法規  |
| コ. 下水道法             | (昭和 33 年法律第 79 号)及び同法関連法規   |
| サ. 中小企業退職金共済法       | (昭和 34 年法律第 160 号)及び同法関連法規  |
| シ. 道路交通法            | (昭和 35 年法律第 105 号)及び同法関連法規  |
| ス. 河川法              | (昭和 39 年法律第 167 号)及び同法関連法規  |
| セ. 電気事業法            | (昭和 39 年法律第 170 号)及び同法関連法規  |
| ソ. 公害対策基本法          | (昭和 42 年法律第 132 号)及び同法関連法規  |
| タ. 騒音規制法            | (昭和 43 年法律第 98 号)及び同法関連法規   |
| チ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号)及び同法関連法規  |
| ツ. 水質汚濁防止法          | (昭和 45 年法律第 138 号)及び同法関連法規  |
| テ. 酸素欠乏症等防止規則       | (昭和 47 年労働省令第 42 号)及び同法関連法規 |
| ト. 労働安全衛生法          | (昭和 47 年法律第 57 号)及び同法関連法規   |
| ナ. 振動規制法            | (昭和 51 年法律第 64 号)及び同法関連法規   |
| ニ. 貝塚市環境保全条例        | (昭和 52 年貝塚市条例第 6 号)及び同法関連法規 |

- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

- (3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

## 5. 提出書類

(1) 受託者は契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、点検に着手すること。

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ア. 着手届                           | 1 部   |
| イ. 現場代理人届、同左経歴書、同左雇用証明書(保険証の写し等) | 各 1 部 |
| ウ. 主任技術者届、同左経歴書、同左雇用証明書(保険証の写し等) | 各 1 部 |
| エ. 施工計画書                         | 1 部   |
| オ. 工程表                           | 1 部   |
| カ. 職務分担表                         | 1 部   |
| キ. 緊急連絡先届                        | 1 部   |
| ク. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者              | 1 部   |

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証(第2種)の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受託者は、着手日から竣工日までの期間中の毎月末、点検出来高報告書を本市監督員に提出すること。

(4) 受託者は、点検が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

- ア. 完了届
- イ. 出来形調書
- ウ. 出来形報告書
- エ. 点検記録写真
- オ. 完了図書一式

(5) 前記各項のほか、本市監督員が提出するように指示した書類は、指示期日までに提出すること。

## 6. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、道路において人・車両の通行に支障となる作業が想定される場合には、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

## 7. 現場体制

(1) 受託者は、契約締結後、すみやかに代理人ならびに点検の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、所定の業務に従事させること。

(2) 人孔及び管路内で作業を行う場合は、酸素欠乏作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

(4) 受託者は、適正な点検の進捗をはかるとともに、そのために十分な数の作業員を配置しなければならない。

## 8. 警備・調査業務等通知の届出

(1) 警備業(交通誘導員)や各種点検については、「警備・点検業務等通知書」にて通知すること。なお、作業期間中に下請負業者を変更する場合も同様とする。

(2) 作業の施工について、著しく不相当と認められる下請負業者は交代を命ずることがある。この場合、受託者はただちに必要な措置を講ずること。

## 9. 地先住民等との協調

(1) 受注者は点検を実施するにあたり、地元への広報活動を十分に行い、沿道住民、市民への理解と協力を求め、市民からの苦情や要望等に関しては終始誠意をもって対処し、作業すること。

(2) 受託者は、地先住民等からの要望もしくは地先住民等と何らかの交渉及び苦情があった際には、遅滞なく本市監督員に申し出て、指示を仰ぎ、誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告すること。

(3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬または手数料等を受けてはならない。なお、下請負人及び使用人等についても上記の内容について十分監督指導すること。

(4) 使用人等が前記の行為を行ったときは、受託者がその全責任を負うこと。

## 10. 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、対応を協議し、指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。

(2) 施行の不完全、作業員の不注意及び保安施設の不備等により生じた事故等に対しては、すべて受託者の責任において処理すること。

(3) 前記(1)について事故等が生じたときは速やかに処理し、本市監督員に連絡を行い、以後、経過

報告書を提出すること。

(4) 処理方法等については、本市監督員が指示する場合がある。

#### 11. 工程管理

(1) 受託者は、綿密なる工程計画を策定し、点検に関する工程を常に管理し、工期内完成に努めなければならない。

(2) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

(3) 当初予定の作業工程と実績とに変更が生じた場合は、必要な措置を講じて、点検の円滑な進行を図ること。

(4) 毎月末、「点検出来高報告書」により、進捗状況を本市監督員に提出すること。

#### 12. 作業時間

(1) 本業務の作業時間について、昼間施工の場合は施工当日の平日午前9時から午後5時までとし、夜間施工の場合は施工当日の平日午後9時から翌日の午前5時とする。ただし、本市監督員が作業進捗等により、必要と認めた場合には変更することがある。

(2) やむを得ず、土曜日、日曜日、祝祭日もしくは前記(1)以外の時間帯に作業を行う必要がある場合は、事前に休日作業届を提出し、本市監督員の承認を得て、地元等への広報活動を十分に行い、沿道住民、市民への理解と協力を求め、関係諸官公庁(消防署、警察署、廃棄物対策課等)、衛生事業者、施設管理業者、各地下埋設物等の所管事業者等と協調し、綿密な連絡を取り、連絡体制を整え、終始誠意をもって協力し、作業すること。また、市民からの苦情や要望等に対しても、終始誠意をもって対処し、作業すること。

#### 13. 調査記録写真

受託者は、次の各号に従って点検記録写真を撮影し、点検が終了したときは、工種毎、工程順に編集したものを点検記録写真帳に整理し、「完了届」に添付して本市監督員に提出すること。

(1) 撮影は、延長5m程度に対して、1箇所の安全管理の状況、点検作業の状況のほか、本市監督員が指定する内容について行うこと。

(2) 写真は、件名、撮影場所、撮影対象、受託者名等を明記した黒板を入れ、撮影すること。

(3) 一枚の写真で作業状況が明らかにならない場合は、貼り合せること。

(4) 写真は、原則としてカラー写真とし、その大きさはサービス判とする。

## 第2章 安全管理

#### 1. 一般事項

(1) 受託者は、公害災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

(2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、局所的集中豪雨、地震等が発生した場合は、ただちに適切な対処ができるような対策を講じておくこと。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については、「施工計画書」に明示し、受託者の責任において実施すること。

(4) 安全対策計画表を調査着手前に本市監督員に提出し、承諾を得て、点検に着手すること。

#### 2. 安全教育

(1) 受託者は、点検に従事する者に対して、定期的に当該点検整備に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図ること。

(2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業について特別な教育を行うこと。

#### 3. 労働災害防止

(1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、点検に従事する者の安全を図ること。

(2) 人孔、管渠等に入りし、またはこれら内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、硫化水素等有害ガスの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録、保持し、完了時に副本を提出すること。

(3) 作業中、酸素欠乏空気や硫化水素等有害ガスが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、本市監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を

講ずること。

- (4)資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置し、かつ、誘導員を配置すること。

#### 4. 公衆災害防止

- (1)点検中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2)点検現場には、「下水道管路施設点検工」と明記した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人および通行車両等の安全確保に努めること。
- (3)点検区域内には、交通整理員を配置し、車両および歩行者の通行の誘導および整理を行うこと。
- (4)点検に伴う交通処理および保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5)前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を本市監督員に報告すること。

#### 5. 道路使用

- (1)工事安全管理に伴う「道路使用許可申請」については、受託者にて行うものとする。
- (2)「道路使用許可申請」に際しては、申請手数料が必要であるが、申請者（受託者）が負担するものとする。
- (3)道路管理者あて申請する場合は、道路使用許可申請も必要になるため、契約後速やかに必要書類（申請書・図書・安全対策に関する説明資料など）を監督員まで提出すること。
- (4)所轄警察署長による道路使用許可条件をよく理解し、点検に着手すること。
- (5)作業中は、作業区間両端に各1名以上、作業箇所周辺に各1名以上、迂回、交差点、横断歩道等がある場合については各2名以上、交通整理員を配置すること。

#### 6. 現場巡回

点検期間中、降雨時等には、自主的に現場巡回し、緊急時には速やかに適切な対処を行うこと。

#### 7. 連絡体制

- (1)緊急時の連絡体制を明確にし、緊急時には速やかに対処できるように体制を整えること。また、休日、夜間時においても受託者にて速やかに対処すること。
- (2)関係諸官公庁（消防署、警察署、廃棄物対策課等）、衛生事業者、施設管理者、各地下埋設物等の所管事業者等と協調し、綿密な連絡をとり、連絡体制を整えること。

#### 8. 工事標示板

- (1)「土木工事共通仕様書」の交通安全管理にあるとおり、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（国土交通省近畿地方整備局）等の安全対策を講じること。
- (2)市民に対するPRや情報公開のため、工事表示板等に業務請負費を明記すること。

#### 9. 局地的な大雨に対する安全対策等について

- (1)局地的な大雨に対する安全対策等について

雨水の流入する下水道管渠（雨水管、合流管等）内等では、局地的な大雨により急激な水量の増加、水位の上昇により思わぬ事故を招く恐れがあることから、作業の安全確保のための対策を定めるものである。

- (2)対象となる作業箇所

- ・雨水の流入する下水道管渠（雨水管、合流管等）
- ・雨水の流入により影響を受ける作業環境である人孔等の施設
- ・降雨により水位の上昇などの影響を受けるポンプ場内の施設

- (3)標準的な中止基準

以下の項目のうち、ひとつでも該当する場合は、作業を中止する。

- ・泉州地域において大雨注意報又は警報が発表された場合
- ・貝塚市域において一回降水量50mm以上の降雨や雷が発生している場合
- ・管渠内の水位など、降雨により影響を受ける水位が急激に上昇した場合

また、上記中止基準は標準的なものであり、監督員と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた中止基準を定めること。

- (4)標準的な再開基準

以下の項目を全て満たし、作業箇所の安全が確認された場合、監督員と協議のうえ、作業を再開する。

- ・泉州地域において発令されていた、大雨注意報かつ警報が解除された場合

- ・貝塚市域において降雨や雷が確認されない場合
- ・管渠内の水位など、降雨により影響を受ける水位が平常時の水位であることを確認した場合  
また、上記再開基準は標準的なものであり、監督員と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた再開基準を定めること。

(5) 施工計画書への記載

受託者は、局地的な大雨による急激な増水による被害に備えるため、施工計画書に以下の点を踏まえた安全管理計画を記載すること。

ア．現場特性の事前把握(下水道管渠施設情報、地形情報等)

イ．現地特性に応じた業務の中止基準・再開基準の設定

※以下の場合など、現場特性に応じて、上述した標準的な中止基準及び再開基準の緩和、強化を検討すること。

- ・管渠内の作業において、ポンプ場の運転調整により上流部の降雨による影響を受けず、当該作業箇所にも直接降雨の流入のない場合
- ・作業箇所が人孔から離れている場合や人孔蓋を解放しておけない場合などの退避に時間を要する場合
- ・人孔内に落差・段差があり、退避条件が厳しい場合

ウ．迅速に退避するための対応（退避手順の設定、安全器具等の設置、情報収集と伝達方法、資器材の取扱い等）

エ．日々の安全管理(退避時の対応方策の内容等について作業関係者への周知方法等)

(6) 気象情報を迅速に把握するシステムの構築

急激な気象変動等の気象情報を迅速に取得するため、気象担当者を選任し、情報収集を行うこと。また、気象担当者の携帯電話に、注意情報及び警報の自動配信システムの配備を行うこと。気象情報の収集には、降雨短時間予報・雨量データ等のリアルタイムの情報について、作業現場において速やかに取得できる気象庁の「降水ナウキャスト」や自動配信システムの気象情報サービス「大阪府防災情報サービス」等を用いること。

(7) その他

局地的な大雨に対する安全対策等に関しては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）平成20年10月」（局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編（事務局：国土交通省都市・地域整備局下水道部他））等を参考にすること。

## 10. その他

- (1) 受託者は、作業にあたり、下水道施設またはガス管の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、緊急連絡体制表に従い、ただちに本市監督員および関係官公署に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに本市監督員に届け出ること。

## 第3章 点 検 工

### 1. 一般事項

- (1) 受託者は、「施工計画書」に点検箇所や順序等を定め、事前に本市監督員に報告した上で、点検に着手すること。
- (2) 点検にあたっては、管口を傷めないよう、必要な保護措置を講じ、下水道管理施設に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (3) 受託者は、点検にあたり、騒音規制法、振動規制法、及び貝塚市環境保全条例等の公害防止関連法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者が、本市監督員の指示に反して作業を続行した場合及び本市監督員が事故防止上、危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 点検にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させないこと。万一、汚染させた場合は点検終了の都度、洗浄清掃すること。
- (7) 点検終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、点検場所の清掃に努めること。

### 2. 点検工

#### (1) 施工計画書

受託者は、点検にあたり、事前に下記事項を記載した施工計画書を提出すること。

ア. 点検概要

イ. 現場組織(職務分担、緊急連絡体制等)

ウ. 点検計画(カメラ装置等使用機器、点検方法、実施工程等)

エ. 安全計画(保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等)

オ. その他(本市監督員の指示する事項)

(2) 点検機材

点検に使用する器材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

(3) 点検時間

地上交通に支障となる作業を行う場合には、道路使用許可条件を遵守すること。

(4) 点検

ア. 点検は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インパットの洗堀、土砂等の堆積、接続管きよの管口などの状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について、調査員が地上から目視によって異常の有無を確認し、写真撮影(カラー)を行うものとする。

イ. 写真撮影(カラー)は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所当たり3枚以上を標準とする。

ウ. 点検項目とその内容を以下に示す。

1) 下水の流下及び堆積状況：①管内沈殿物の状況、②管内不法投棄、③流下物による閉塞等

2) 施設の状況：①管内の損傷や不同沈下、②マンホール蓋の据付け不良や破損、③漏水・浸入水

3) その他：①悪質汚水、危険性ガスの有無、②異常臭気、③不正使用や不法占拠、④公共用水域への汚水の流出

(5) 管口カメラ点検

ア. 本点検にあたっては、地上より人孔内に管口カメラを挿入し、十分な照明のもとにマンホール内及び接続されている本管内の状況を調査員がモニターを見ながら点検を行うものである。

イ. 点検により発見した不良箇所は、ズーム機能を使い、より詳細な確認ができるよう工夫すること。

ウ. 本点検に使用する管口カメラは、光学16倍ズーム機能を標準に積算している。乙は、本点検機器と同等以上の管口カメラを使用すること。

オ. 本点検においては、鮮明な画像が得られるよう光源照度には特に注意し、消耗した電池の交換は早めに行うこと。又、必要に応じて光源の補強を行うなどの措置を講じること。

カ. 管口カメラ点検が不可能な人孔については、その内容等を本市担当員に報告し、指示を受けること。

(6) マンホール蓋点検

ア. 本点検は、マンホール蓋の表裏面、受枠等の異状の有無を目視及びスケール測定により点検する。

イ. 点検項目とその内容を以下に示す。

1) 設置基準による判定：①耐荷重種類別、②浮上防止機能、③転落防止機能

2) 損傷劣化による判定：①外観、②がたつき、③表面摩耗、④腐食、⑤機能の作動、⑥蓋・枠間の段差

3) その他：①高さ調整部の欠け・充填不良等、②周辺舗装の損傷及び段差の目視確認

ウ. 点検項目の判定については、(公社)日本下水道協会発行「下水道維持管理指針-実務編-2014版-」P.148表10.3.7に基づき行うこと。

### 3. 報告書

(1) 点検結果は、別紙「点検報告書記載要領」により、報告書を作成すること。

(2) 点検結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。  
なお、提出するDVD等、写真には、件名、地名、路線番号、継手番号及び本管径、取付け管径、距離等をタイプ表示すること。

(3) 納品する図書は下記の通りとする。

ア. 報告書

イ. 不良箇所写真帳

ウ. DVD等

エ.その他、本市監督員の指示するもの。

## 第4章 そ の 他

### 1. 点検の完了

点検を完了し、所定の成果品が提出された後、本市検査員の検査をもって完了とする。

### 2. 検査

(1) 受託者は、完了検査に立会うこと。

(2) 受託者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を、検査員の指示に従い、提出すること。

### 3. その他

(1) 設計図書に特に明記していない事項があっても、点検の実施並びに清掃作業上、当然必要と思われるものについては、受託者の負担において処理すること。また、受託者の負担において処理すべきではないと思われるものについては、発覚次第速やかに発注者に報告し、発注者が必要と判断したものについては設計変更の対象とする。

(2) 点検箇所において、下水道施設に破損、不動沈下、腐食等の異常を発見したときは、速やかに本市監督員に報告すること。

(3) その他、特に定めのない事項については、速やかに本市監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

## 貝塚市発注工事のコスト表記等について

1. 公共工事の市民へのPRおよび情報公開のために、工事請負費を工事表示板等に表記するものとする。工事表示板の規格はH1,400×W1,140を標準とし、表示方法は、次のとおりとする。

【例】

|                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ご迷惑をおかけします</b>                                                                                                  |
| <b>下水道管の点検を<br/>行っています</b>                                                                                         |
| <b>令和〇年〇月〇日まで<br/>時間帯 9:00~17:00</b>                                                                               |
| <b>下水道施設点検</b>                                                                                                     |
| 請負額 ×,×××,×××円（消費税含む）<br>施 工 ○○○○建設株式会社<br>現場代理人 ◎◎ ◎◎<br>電話 ○○○-○○○-○○○○<br>貝塚市役所 上下水道部 下水道推進課<br>電話 072-433-7181 |

2. 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「下水道施設点検」等の点検種別については青地に白抜き文字とし、「下水道管の点検を行っています」等の点検内容、点検期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
3. 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
4. 工事表示板は、汚損、はがれ、破損等が起こった場合、速やかに処置し、善良なる管理を行わなければならない。
5. 建設リサイクル対象工事の場合、他に適切に掲示できる場所がないときは、交付された届出済シールを工事表示板等の上部に貼付すること。
6. 道路使用許可を受けている工事で、監督員の承諾を得たうえで、許可関係の表示を工事表示板等と兼用する場合は、許可番号及び条件等を表示すること。
7. 「下水道管の新設を行っています」等の工事内容は、わかりやすい表示を行うこと。  
例) 「下水道管の点検を行っています」「下水道管の新設を行っています」、「埋設物の調査を行っています」、「マンホール蓋の取替を行っています」、「下水道の清掃を行っています」、「歩道を広げる工事を行っています」等。